



Disclosure 2026

兵庫信用金庫の現況



<https://www.shinkin.co.jp/hyoshin/>



地域・お客さまにもっと役立ち、 選ばれ愛される“ひょうしん”へ



理事長 園田 和彦

ごあいさつ

初夏の候、皆さまにおかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より兵庫信用金庫に格別のご高配を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

このたび、当金庫の経営理念、事業方針をはじめ、経営内容や地域貢献活動などについて、ご理解を深めていただくため、「兵庫信用金庫の現況2026」を作成いたしましたので、ご高覧いただき、兵庫信用金庫をより身近に感じていただければ幸いです。

さて、令和7年度における我が国は、緩

やかな景気回復が続く中、物価については賃金上昇を販売価格に転嫁する動きが続くもと、基調的な物価上昇率は2%に向けて緩やかに上昇し、日本銀行は令和7年12月に追加利上げを実施しました。海外においては、旺盛なAI需要等が経済を下支える要因となる一方、中東情勢を中心に世界的な安全保障環境は悪化し、特に資源価格は激しく変動するなど、不確実性の高い環境が続いています。また、地域経済においても、後継者不足や慢性的な人手不足等の構造的な問題に加え、物価及び金利上昇による負担の増加が重なるなど、依然として厳しい状況にあります。

こうした状況下、当金庫は第10次中期経営計画の最終年度として、お客さまへの最適なソリューションの提供、人材育成研修の充実と生産性向上を一層推し進め、皆さまから変わらぬご支援をいただいた結果、令和7年度の経常利益は2,557百万円、当期純利益は1,949百万円となりました。なお、経営の健全性を示す自己資本比率は11.66%と国内基準である4%を上回る水準を維持しております。

令和8年度は第11次中期経営計画（3カ年）の初年度であり、持続可能な顧客基盤・安定的な収益基盤を構築していくことを経営課題とし、営業戦略、人材戦略、店舗・組織戦略、イノベーション戦略、経営成長戦略、経営安定戦略の6つの戦略に対応する取り組みを実施してまいります。地域金融機関として、地域・お客さまにもっと役立ち、選ばれ愛される“ひょうしん”へ、役職員一丸となって取り組んでまいりますので、今後とも一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年6月

理事長 園田和彦

C O N T E N T S

金庫の概要

- 当金庫の概要 02
- 令和8年度の事業方針 03
- 兵庫信用金庫と地域社会 04

経営体制

- 総代・総代会 06
- 組織・役員一覧 08

リスク管理体制

- 内部管理基本方針 09
- リスク管理体制 10
- コンプライアンス態勢 12
- マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー 13
- お客さま保護態勢 14

地域密着をめざして

- 中小企業の経営支援 18
- 職場環境向上への取り組み 21
- 地域貢献・環境推進活動 22
- 沿革・トピックス 24

営業のご案内

- 営業のご案内 25

資料編（財務内容）

- 開示項目一覧 30
- 令和7年度の業績 31

店舗のご案内

- ひょうしんのネットワーク 32



コンセプトは未来。ひょうしんのシンボル「のじぎく」を表現しています。アーチ状になったたくさんの丸はテクノロジーとともにお客さまのニーズにお応えしながら、お客さまとともに歩みつづけていくひょうしんと、お客さまの未来のために、ニーズにあった対応を常に心がける強いリーダーシップ精神を表しています。

当金庫の概要

◆ 経営理念

^{まこと}
愛と信と和を基に

あふるる活力により

金庫の発展をめざし

^{しあわせ}
私たちの幸福とともに

地域社会に価値ある存在となろう

◆ 金庫の概要

令和8年3月末現在

創 業 昭和6年1月12日

本 店 姫路市北条口三丁目27番地

会 員 数 40,243名

出 資 金 2,437百万円

店 舗 数 40カ店

店外ATM 13カ所

役職員数 546名



◆ ビジョン

地域貢献度の高い金融機関

本当に地域が望んでいるものは何かを
お客さまとの“輪”の中から見極め、
以下の三つの信用金庫をめざします。

1 法令を守る信用金庫

2 収益力の強い信用金庫

3 活気のある信用金庫

◆ 当金庫の主要な事業の内容

1 預金業務

■ 預金

当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金を取り扱いしております。

■ 譲渡性預金

譲渡可能な預金を取り扱いしております。

2 貸出業務

■ 貸付

手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱いしております。

■ 手形の割引

商業手形、でんさいの割引を取り扱いしております。

3 内国為替業務

振込、送金および代金取立等を取り扱いしております。

4 有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

5 附帯業務

■ 代理業務

- ①日本銀行蔵入代理店
- ②地方公共団体の公金取扱業務
- ③独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
- ④株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
- ⑤独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務
- ⑥信託代理店業務

■ 保護預りおよび貸金庫業務

■ 有価証券の貸付

■ 債務の保証

■ 公共債の引受

■ 国債等公共債および証券投資信託の窓口販売

■ 保険商品の募集業務（保険業法に基づく保険募集）

■ 共済募集業務（中小労災共済法に基づく共済募集）

■ 電子債権記録業に係る業務

でんさいネットによる決済サービスを取り扱いしております。

令和8年度の事業方針

◆ 中期経営計画

当金庫は、令和8年度を開始年度とする期間3カ年の経営計画「第11次中期経営計画―「地域」・「お客さま」にもっと役立ち、選ばれ愛される“ひょうしん”へー」を策定しております。

本計画におきましては、世の中が大きく変化する中、これからも“ひょうしん”が地域に根差し、そして、これまで以上に地域とともに成長していくため、チャレンジし続け変わり、「地域・お客さまに選ばれ愛される信用金庫」を目指しております。

また、「経営理念」に基づき、以下の6つの戦略の実践を基本方針として策定しています。

第11次中期経営計画の概要

名 称	第11次中期経営計画 ―「地域」・「お客さま」にもっと役立ち、選ばれ愛される“ひょうしん”へー
期 間	自2026年（令和 8年）4月 1日 至2029年（令和11年）3月31日
基本方針	1.営 業 戦 略 お客さまの潜在的ニーズを見つけ共有し、役に立つ方法を考え提供する 2.人 材 戦 略 スキルアップと能力発揮を支援し、活躍する職員を育成する 3.店舗・組織戦略 地域特性に応じた店舗運営、地域貢献を実現する 4.イノベーション戦略 業務プロセスを変革し、お客さまのためになる時間を増やす 5.経営成長戦略 地域経済の持続的発展への貢献を通じ地域とともに成長する 6.経営安定戦略 健全性を一層向上させ、お客さまの安心・信頼を高める

◆ 令和8年度事業計画

令和8年度は、第11次中期経営計画における6つの戦略を実践する基本方針に基づき、右記の重点施策に取り組んでまいります。

当金庫は、これまでお客さまとの関係性構築に向けその機会を増やすほか、お客さまが真に必要としているニーズや情報を営業店・本部が一体で把握・管理する体制を整備し、お客さまの課題解決に向けた最適なソリューション提供を推し進めてきました。

本計画では、どのような環境においても、地域とともに成長していくため、チャレンジし続け変わること、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

持続可能な社会の実現に向けて当金庫は、令和3年4月1日に「ひょうしんSDGs宣言」を公表いたしました。詳しくは、「ひょうしんSDGs宣言(P22)」をご参照ください。

1. 営業戦略

営業活動を変える お客さまとの接点の拡大・多様化により、お客さまとの関係を深める

■営業活動改革 ■個人営業 ■法人営業 ■本業支援 ■事業承継支援

2. 人材戦略

職員の意識を高める お客さまの役に立てる知識・スキルを高め、お客さまのために発揮する

■知識・スキル向上 ■自律型人材育成 ■エンゲージメント向上
■適切な職場環境の提供 ■人的基盤の強化

3. 店舗・組織戦略

店舗の役割、組織の体制を変える 地域に貢献できる最適な運営体制を構築する

■店舗の役割明確化 ■本部組織変革 ■人員配置・店舗網 ■店舗の持続性向上

4. イノベーション戦略

業務改革・IT推進への意識を変える 業務改革・IT推進、AI活用を当たり前のものにする

■業務改革 ■データ活用基盤強化 ■デジタル活用営業
■人材・組織 ■ガバナンス ■AI利用の推進

5. 経営成長戦略

リスクテイク等を通じ地域と成長する リスクテイク等を通じ地域の活性化・金庫の成長を図る

■資金供給 ■課題解決 ■地域連携 ■金庫のバランスシート拡大

6. 経営安定戦略

リスクを見極めコントロールする リスクベースアプローチにより適切にコントロールする

■リスク管理高度化 ■市場運用 ■AML/CFT対応高度化
■サイバーセキュリティ対応強化 ■内部監査高度化



各種施策の実施により、持続可能な社会の実現に貢献する

兵庫信用金庫と地域社会

ひろげましょう 心と心のおつきあい

◆ ひょうしんの地域貢献に関する考え方

当金庫は、姫路・神戸を中心に県下の瀬戸内沿岸地域を主な事業区域として、地区内の中小企業者や住民が会員となって、相互に助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の地域金融機関です。

当金庫は、経営理念の中に「地域社会に価値ある存在となろう」やビジョンとして「地域貢献度の高い金融機関」になることを掲げており、地元の中小企業並びに地域の皆さまに対して、金融を通じた地域経済への貢献が使命であると考えております。特に、皆さまからお預かりした大切なご預金は、地元で資金を必要とする方々にご融資を行い、事業や生活の繁栄のお手伝いをすることで、地域経済の持続的発展に努めております。

今後も、本業である金融機能を介した資金や情報の提供のほか、地域社会の一員として文化面や環境保全などの地道な活動を通じて、地域の皆さまとの絆をより強いものにし、広く地域社会の活性化に貢献してまいります。

※計数は令和8年3月末現在

お客さまからお預かりしている預金積金について

地域の金融機関として、お客さまからお預かりしている大切な財産を安全・確実に運用し、地域の発展に努めてまいります。また、地域のお客さまの資産づくりのお手伝いをするために新商品の開発やサービスの充実に向けて努力してまいります。

※当金庫で取り扱いしております商品については、「営業のご案内」をご覧ください。

■預金積金残高…………… 721,292百万円

お客さま/会員

会員数：40,243名
出資金：2,437百万円

出資金

預金
積金

今期の決算について

「金利ある世界への回帰」等、世の中が大きく変化している中、お客さまへ最適なソリューション提供に努めてまいりました。

預金残高は53億円増加、貸出金残高は10億円減少、有価証券残高は99億円増加となりました。預金金利上昇に伴い預金利息が増加しましたが貸出金利息や有価証券利息配当金が増加したことから、当期純利益は19億円を計上しております。

地域のお客さまへのご融資について

お客さまからお預かりしている大切な預金積金は、地元企業の健全な発展と地域社会の活性化を目的として還元しております。また、様々な事業資金や個人消費資金ニーズにお応えするため各地方公共団体の融資制度等を活用し、融資商品の拡充に努めてまいります。

※当金庫で取り扱いしております商品については、「営業のご案内」をご覧ください。

■貸出金残高…………… 313,184百万円

■預金積金に占める貸出金の割合… 43.4%

■貸出金残高の内訳

事業性資金…………… 211,556百万円

個人向け資金…………… 83,761百万円

地方公共団体向け資金… 17,867百万円



ひょうしん

店舗数：40カ店
役職員数：546名

貸出金

支援
サービス

取引先へのご支援等について

当金庫は、地域に密着した金融機関として、地域の皆さまに貢献することをめざし、財務面の問題はもとより、販路開拓、人材確保の支援及び事業承継等、お客さまのライフステージに合わせた相談ニーズに幅広く対応できる態勢を整えております。様々な外部の専門機関とも連携を図りつつ、本部と営業店とが一体となってサポートに努めております。



「ひょうしん」はお客さまとの対話を通じてお客さま本位の良質な金融サービスを提供いたします。

貸出金以外の運用に関する事項

融資以外の運用については、運用資産の安全性や流動性を重視し、そのリスクを十分把握した上で、収益性を高めるために有価証券投資や預け金の預入等を行っております。また、経済環境の変化や金利・株価・為替等の変動に対応した運用に努めております。

有価証券の期末運用残高は、前期比99億円増加して2,787億円となりました。

保有する有価証券と預金残高の比率(預証率)は、38.6%です。

■余資運用残高……………423,151百万円

※余資とは、預け金、コールローン、買入金銭債権、有価証券のことをいいます。

総代・総代会

◆ 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、お客さま満足度調査を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

◆ 総代とその選任方法

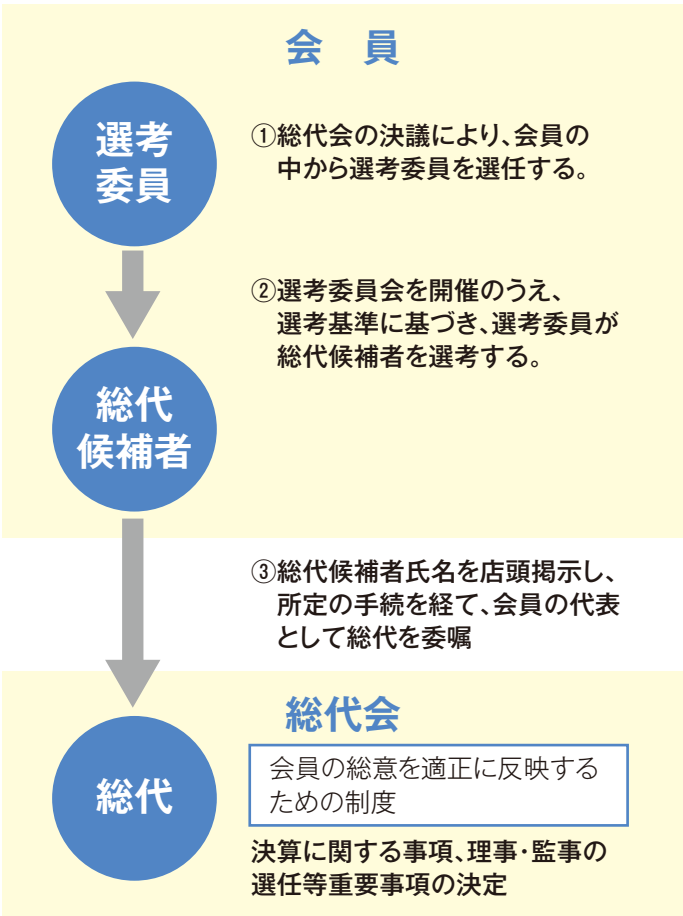
① 総代の任期・定数

- 総代の任期は 2年です。
 - 総代の定数は130人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定めています。
- なお、令和8年6月末現在の総代数は130人で、会員数は40,157人です。

② 総代の選任方法

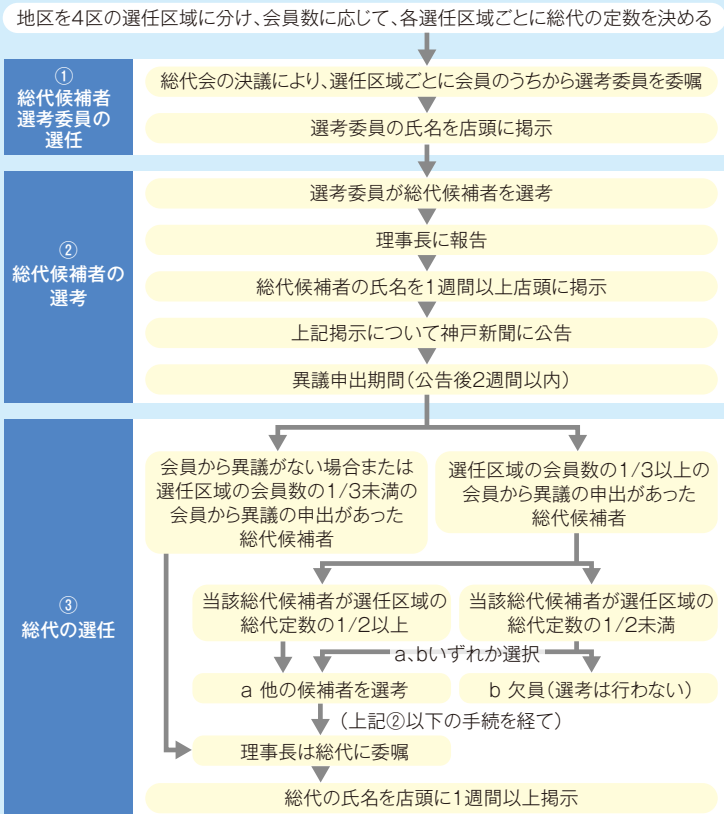
- 総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。
- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
 - ② 総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選任する。
 - ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代候補者選考基準	
① 資格要件	● 当金庫の会員であること
② 適格要件	● 人格、識見に秀れ、良識をもって正しい判断ができる方 ● 地域における信望が厚く、総代として相応しい方 ● 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有し、金庫の発展に寄与できる方 ● 80歳未満の方 ● その他総代選考委員会が適格と認めた方

【総代が選任されるまでの手続について】

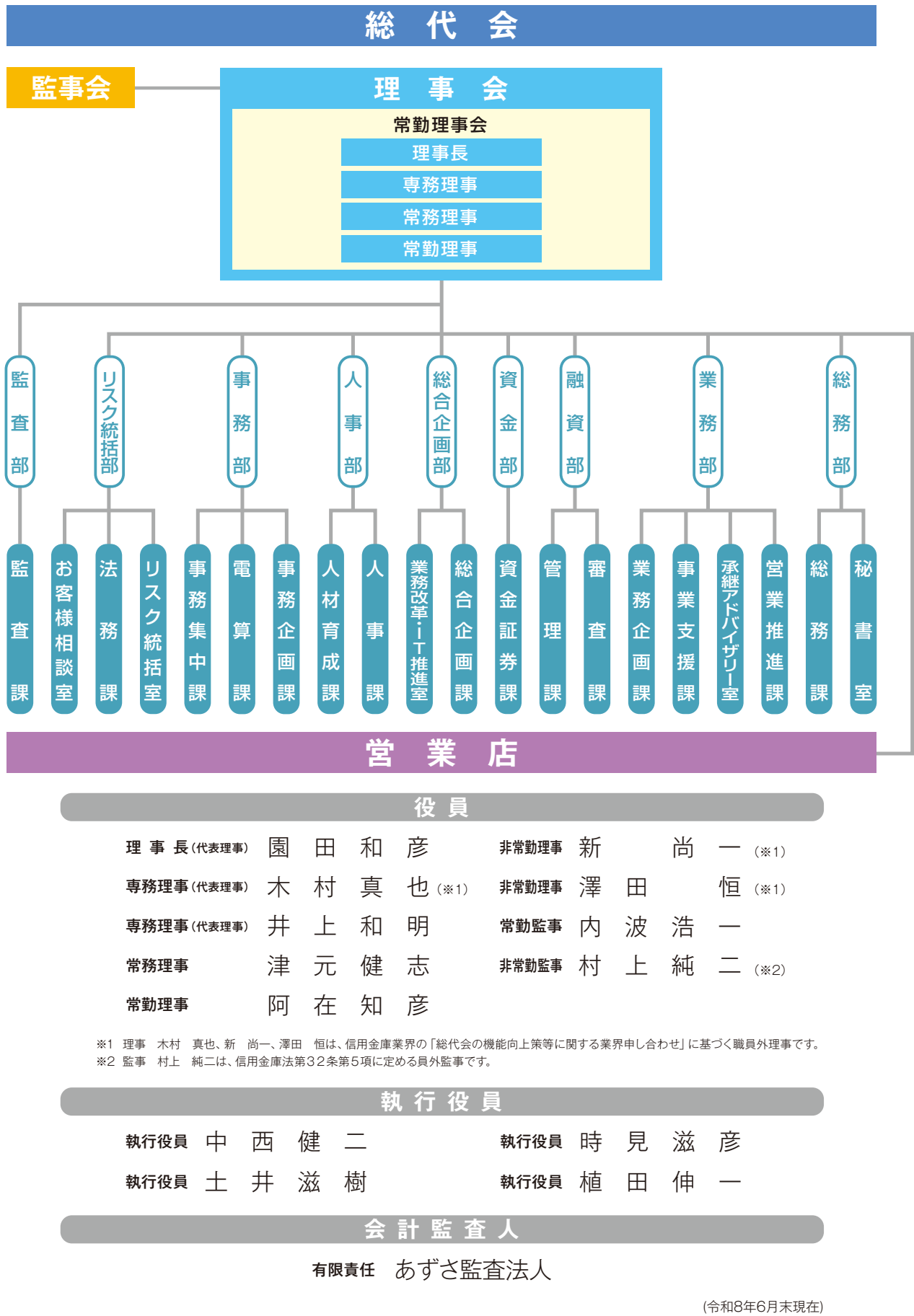


◆ 総代の氏名（令和8年6月末現在）※氏名の後の数字は総代への就任回数

第1地区	姫路市、たつの市、宍粟市、揖保郡及び神崎郡（52人）											
朝生大吉⑥	阿比野剛⑪	井上明久④	植田誠一郎④	内海 勉①	海老名巖①	大西賢一②	大西雅之⑤	岡田兼明⑪	岡部泰典③	片岡和樹②	勝間功雄⑤	加藤勝洋⑧
金城裕満⑦	神崎文吾④	木津真人⑧	栗田 浩④	合田 博⑦	佐和吉敬⑬	澤田脩一⑪	重岡良則⑧	諏訪良介②	羅川英毅⑤	高島眞一郎⑬	立花 充⑩	田寺宣文④
田中康則⑬	利安宏文④	永井敬裕⑬	中尾泰三⑦	永岡準司⑩	長澤靖明⑨	西村憲行③	服部晴明⑤	濱本博司⑩	早瀬竜太郎⑬	平野勝也⑪	福山 一郎⑧	藤井邦彦③
藤本浩一⑪	藤橋拓志⑪	山野博也④	横田昌彦⑥	横野修三⑩	水田裕一郎⑤	水本雅史⑭	村角伸一⑫	矢野善人⑩	栗原直樹④	黒田直克②	小苗治隆②	助永嘉伸⑦
住吉孝雄②	仲上常幸⑪	長畑順二①	濱中幹雄⑨	林 藤雄⑥	園山善輝⑪	栗原直樹④	黒田直克②	小苗治隆②	助永嘉伸⑦	住吉孝雄②	仲上常幸⑪	長畑順二①
濱中幹雄⑨	林 藤雄⑥	園山善輝⑪	栗原直樹④	黒田直克②	小苗治隆②	助永嘉伸⑦	住吉孝雄②	仲上常幸⑪	長畑順二①	濱中幹雄⑨	林 藤雄⑥	園山善輝⑪
第2地区	赤穂市、相生市、赤穂郡及び佐用郡（16人）											
天野隆裕⑬	江見賢治郎①	大木善夫⑭	小川 寛③	奥藤利文③	司波尚俊⑪	重田昌子①	谷本 学⑬	塚崎 純⑦	寺田祐三⑬	西田欣泰⑥	前田邦稔④	松井勝彦⑦
湊 信秀⑥	目木敏彦⑪	横山弘介⑭	天野隆裕⑬	江見賢治郎①	大木善夫⑭	小川 寛③	奥藤利文③	司波尚俊⑪	重田昌子①	谷本 学⑬	塚崎 純⑦	寺田祐三⑬
第3地区	高砂市、加古川市、加西市、小野市及び加古郡（10人）											
栗原直樹④	黒田直克②	小苗治隆②	助永嘉伸⑦	住吉孝雄②	仲上常幸⑪	長畑順二①	濱中幹雄⑨	林 藤雄⑥	園山善輝⑪	栗原直樹④	黒田直克②	小苗治隆②
助永嘉伸⑦	住吉孝雄②	仲上常幸⑪	長畑順二①	濱中幹雄⑨	林 藤雄⑥	園山善輝⑪	栗原直樹④	黒田直克②	小苗治隆②	助永嘉伸⑦	住吉孝雄②	仲上常幸⑪
第4地区	明石市、三木市（旧美憂郡吉川町を除く）、神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、宝塚市及び三田市（52人）											
荒巻道洋⑤	安藤文久⑧	石坪浩一⑧	石原俊樹①	井上吾郎②	上田耕司⑫	榎 修滋⑪	大橋 博⑬	大道公一④	岡澤和俊⑩	奥田一弥⑫	乙守典厚⑬	小野純夫⑫
亀田 昇②	小口壽一⑨	鈴木祐一⑦	須藤明彦⑥	角南忠昭⑦	田上育宏④	武井宏之⑧	谷脇 泉②	塚本哲夫⑬	植橋悦次⑤	道満雅彦⑫	富永彰良⑫	中内 仁⑩
中野宏一郎⑧	中原明吉②	西川有美子②	橋本和典⑦	平岡謙二⑥	藤 秀満⑬	藤井榮藏⑫	藤田秀樹②	藤本雅也⑨	藤原正典②	前田靖文⑬	時野栄二郎②	丸山恵右⑬
三木典子④	水垣宏隆⑪	溝本俊哉②	南 修理⑧	本谷兼三⑭	安田寛造④	安場賢志③	山口 元⑨	尤 昭福⑪	吉谷博光⑥	米田篤史⑤	脇坂安知⑨	以上 130人 50音順（敬称略）

- ◆ 総代の属性別構成比
- 職業別／法人役員127人（97.7%）、個人事業主3人（2.3%）
 - 年代別／70代以上56人（43.1%）、60代43人（33.1%）、50代28人（21.5%）、50代未満3人（2.3%）
 - 業種別／製造業29人（22.3%）、卸・小売業25人（19.2%）、建設業35人（26.9%）、サービス業13人（10.0%）、不動産業8人（6.2%）、その他20人（15.4%）
- ※法人役員の方は属されている法人の業種で分類しています。

組織・役員一覧



リスク管理体制

当金庫はリスク管理を経営の重要課題と認識し、リスク管理の強化・高度化に向けた取り組みなど適切なリスク管理を行うための態勢・運営により、経営の健全性確保と適切な収益の確保に努めております。

リスク管理体制の整備についても、「リスク管理基本方針」を基に各リスクの管理規定及び「年度リスク管理方針」を制定するとともに、定量的なリスク管理等を定めた「統合的リスク管理規定」、各リスクの計量化方法などを定めた「各リスク計測マニュアル」を定め、リスク管理の充実・強化に努めております。

◆ リスク管理体制の概要

当金庫は、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するほか、経営陣によって構成された『リスク管理委員会』を設置し、金庫全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっております。

『リスク管理委員会』ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっております。更に、リスク管理の実効性を確保するため、組織上独立した内部監査部署による内部監査、監事による監事監査、および監査法人による外部監査を実施しております。

◆ 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のリスクを各カテゴリー毎に評価し総体的に捉え、定量的に把握・合算したリスク総量を経営体力(自己資本)と比較・対照する等の方法により適切な管理を行うことです。

市場リスクおよび信用リスクについては、それぞれバリュエ・アット・リスク (VaR) を計測しています。またオペレーショナル・リスク相当額の算出については、バーゼルⅢにおける標準的計測手法を採用しています。

当金庫では、最低所要自己資本比率や健全性の確保を考慮したリスク限度枠を設け、収益計画や市場動向を勘案し市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、預貸金の金利リスクの各リスクにリスク資本の配賦を行っています。これらのリスク限度枠やリスク資本の配賦はALM委員会での協議を経て理事会で決定しています。

当金庫は、経営として許容できる範囲にリスクを制御し適正な収益を上げるため、統合的なリスク管理態勢の整備及び充実に取り組みしております。

信用リスク管理

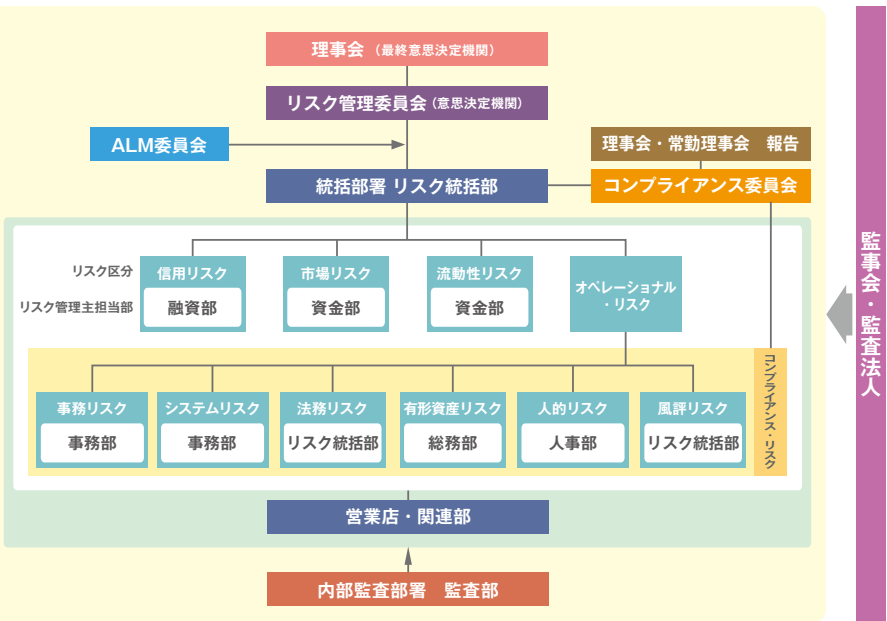
信用リスクとは、与信先の業況が悪化し貸出金などの元本や利息の回収が困難となり損失を被るリスクです。当金庫は、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を定めた「クレジットポリシー」を制定し、役職員に理解と遵守を促し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。更に、与信先の信用度を反映した信用格付制度の導入やリスクに見合う貸出金利のプライシング設定などによりリスク管理の強化に向け取り組みしております。

また、「資産査定規定」「資産査定実施マニュアル」「償却及び引当規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率、予想損失率により算出された貸倒引当金は、その結果につき、監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

信用リスク管理システム

信用リスク管理態勢強化の一環として信用リスク管理システムを導入しております。信用リスク管理システムは、「格付システム」「自己査定システム」「実績率システム」「償却引当システム」「計量化システム」で構成されており、法人信用格付・個人事業主格付並びに随時査定・月次査定等を通じて貸出資産の健全性確保および不良債権の発生未然防止に努めております。

リスク管理の体制図



市場リスク管理

市場リスクとは、金利や有価証券の価格、為替などの相場が変動することにより、保有する資産の価格が変動し、損失を被るリスクのことです。

当金庫では、経営体力に応じたリスクの範囲内で、健全性を重視し、さらに収益性を高めることを基本とし、統合的に管理しています。

また、債券の種類別残高や低格付債券ならびに仕組商品残高の限度額等の遵守状況や損益状況等の適切なモニタリング体制にくわえ、バリュエ・アット・リスクによるリスク限度額を設定し、相場変動に伴う損失を一定範囲内に制御する体制を整えております。

金利リスク管理

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫は、定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、銀行勘定の全ての資産、負債、オフバランス取引を対象に、一定のストレス的な金利変動シナリオを想定した場合に発生する損失額(金利リスク)の計測や、金利更改期を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に評価し、ALM委員会等で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期しない資金流出により資金繰りが悪化したり、著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。当金庫では、安全性を優先し、健全な資金ポジションの構築、維持を図ることを基本としております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、または外部要因により生じる損失に関するリスク」をいい、事務リスク・システムリスク等を含む広義の概念です。オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、「リスク管理基本方針」や各種リスク管理規定を踏まえ、組織体制を整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

また、「お客様相談室」の設置による苦情・トラブルに対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

事務リスク

事務リスクとは、預金や融資、為替等の事務を適切に処理しなかったため生じる事故、不正等を起こすことで損失を被るリスクをいいます。当金庫では、事務規定の整備、臨店検査、店内検査、並びに事務指導、研修体制の強化により、事務リスク発生の未然防止の措置を講じ、事務品質の向上に努めております。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動により損失を被ったり、不正使用や情報漏洩等によって損失を被るリスクをいいます。当金庫では、システムの管理手順を定め、システムの安全かつ円滑な運用と不正防止のための管理態勢をとっています。また、定期的に外部監査を受け、システムの信頼性・安全性の確保に努めております。

法務リスク

法務リスクとは、当金庫の経営やお客さまのお取引などにおいて、法令や契約書および金庫内部規定等を遵守しないことから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、ビジョンとして「法令を守る信用金庫」を掲げ、高い倫理意識の醸成に努めております。

有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損失を被るリスクをいいます。当金庫は、適切な管理態勢の整備とリスク軽減に向けた取り組みを進めております。

人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正および差別的行為(セクシャルハラスメント等)から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、各種人事関連規定の整備や通報窓口の設置など公正な人事運営に努めるとともに、教育・研修や職場指導等により、適切な管理を行っております。

風評リスク

風評リスクとは、当金庫に関する報道、記事、噂等により当金庫の評判が低下し、信用が毀損されることにより生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、これからも、「地域社会に価値ある存在」となるよう地域密着の信用金庫を目指し、お客さまとの強い信頼関係の構築に努めてまいります。

コンプライアンス・リスク

コンプライアンス・リスクとは法令を含む社会規範等から逸脱する行為により当金庫が損失を被るリスクで、各種オペレーショナル・リスクにまたがって構成され得るリスクをいいます。当金庫では、リスク管理基本方針等に基づき態勢の整備を行い、地域のお客さまから信頼される企業づくりに取り組んでまいります。

コンプライアンス態勢

◆ コンプライアンス態勢

コンプライアンスとは、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うすることです。

当金庫では、高い企業倫理に従って透明で公正な事業活動を行うべく、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスへの積極的な取り組みを行っております。

組織体制としては、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る諸施策を具体的に検討・評価、指示するとともに理事会等への報告・提議を行うなど、一連の事案を総合的に管理しております。また、コンプライアンス統括部署として、平成17年1月に「法務課」を新設し、コンプライアンス態勢のさらなる強化を図っております。

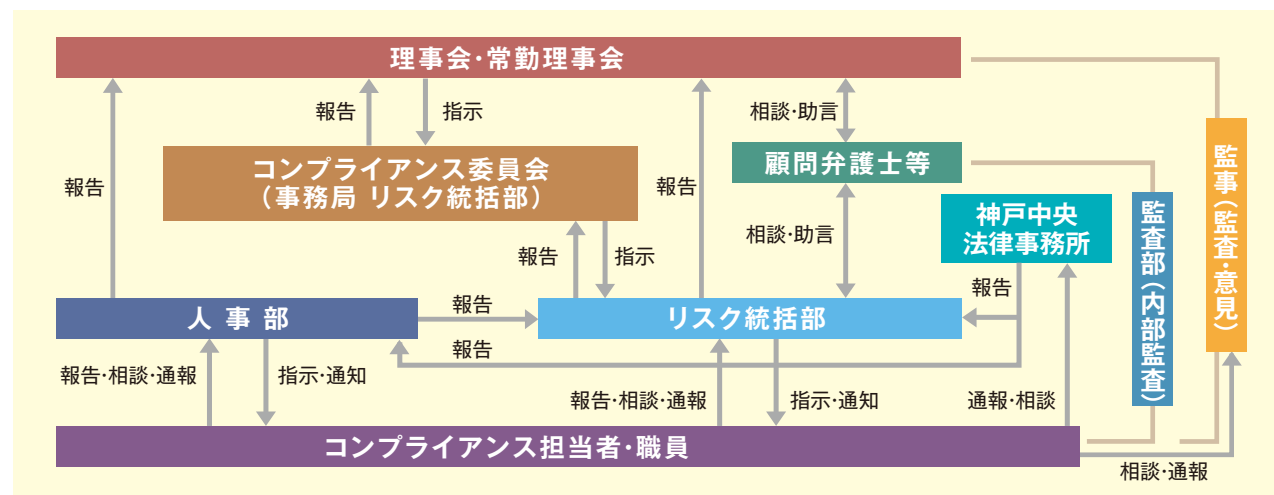
啓発活動としては、「コンプライアンス・ポリシー」「コンプライアンス・マニュアル」等の規定を全職員に配付、また、本部研修、各部店での勉強会を定期的に実施し、コンプライアンスの啓発・指導に努めております。

平成17年4月から「個人情報保護法」、平成28年1月から「マイナンバー法」が施行され、当金庫におきましても、「個人情報保護宣言」にてお客さまの個人情報の利用目的を公表する等、同法律に基づいた個人情報保護管理体制の整備を行っております。

また、平成18年4月施行の「公益通報者保護法」に対応する態勢も整えております。

これからも、コンプライアンスを最優先させ、地域社会からより信頼される企業づくりに取り組んでまいります。

《コンプライアンス組織体制図》



◆ 当金庫の企業行動綱領

1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。
5. すべての人々の人権を尊重する。
6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
8. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

（「コンプライアンス・ポリシー」より）

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

◆ マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー

兵庫信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

また、当金庫グループにおけるマネロン等対策について、グループ体系的に管理・推進するため、グループ会社間での整合的な態勢の整備や情報共有に取組みます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的を実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

お客さま保護態勢

◆ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

制定日 平成17年 4月 1日
改定日 令和 7年 1月 6日
兵庫信用金庫
理事長 園田和彦

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて〔住所・氏名・電話番号・生年月日等、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます）。または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。
(1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるような変換したデータ
 <例>顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
(2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号
 <例>運転免許証番号、パスポート番号、個人番号（マイナンバー）等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等を取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所、氏名、電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- お客さまの個人情報は、
 - ① 預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ② 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項
 - ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - ④ 電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
 - ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- 当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報等を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的（業務内容）

- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務およびこれらに付随する業務
- ② 公共債・信託販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、債権業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③ その他信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

(利用目的)

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため（お取引解約・終了後に行うものも含みます。）
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 特定個人情報等の利用目的

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
 - ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ④ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
 - ⑤ 預金口座付番に関する事務のため
 - ⑥ 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑦ 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため
 - ⑧ 災害時および相続時における預金口座の情報提供に関する事務のため
 - ⑨ 本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務のため
- 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、お取引のある営業店もしくは右記の当金庫相談窓口まで申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示のご請求（第三者提供記録の開示も含みます。）があった場合には、請求者がご本人（又は正当な代理人）であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正を行います。なお、調査の結果、訂正を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示および第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記の当金庫相談窓口まで申出下さい。手続に必要な書面の様式、ご本人又は代理人であることの確認方法等についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

- 当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。
- 当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規定等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。
- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
 - (2) 取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
 - (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規定等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
 - (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
 - (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
 - (6) アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6. 委託について

- 当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。
- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
 - ダイレクトメールの発送に関わる事務
 - 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 個人データの第三者提供について

- 当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示しし、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。
- また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、① 提供する第三者が所在する外国の名称、② 当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③ 提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報一等について情報提供いたします。
- ※ 同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨およびその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨およびその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除きます）。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組めます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】
兵庫信用金庫 リスク統括部
住 所 〒670-0935 姫路市北条口三丁目27番地
電 話 番 号 0120-685-123（受付時間 平日 8:45～17:00）
Eメール houlubu@hyoshin.jp

● 証券業務に関する認定個人情報保護団体について

当金庫は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、証券業務に関する協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

【苦情・相談窓口】
日本証券業協会 個人情報相談室
電 話 03-6665-6784(https://www.jsda.or.jp/)

◆ 金融商品販売に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、金融商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘・販売に努めます。
2. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
3. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
4. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
5. 当金庫はお客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

（注）当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

◆ 「お客様相談室」の設置

平成18年2月に苦情・トラブル対応専任部署として「お客様相談室」を設置し、お客さまからの苦情等に対して、迅速、的確に対応できる体制を構築しております。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店またはお客様相談室で受け付けています。

- ① 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
 - ② 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等およびお客様相談室にて連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
 - ③ 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
- 苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

兵庫信用金庫 お客様相談室	住 所	〒670-0935 姫路市北条口三丁目27番地
	フリーアクセス	 受付時間／ 平日 9:00～17:00
	受 付 媒 体	電話、文書、面談、Eメール(houlubu@hyoshin.jp)

※ お客さまの個人情報は、苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- ④ 当金庫のほか、一般社団法人 全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記お客様相談室にご相談ください。

全国しんきん相談所 （一般社団法人 全国信用金庫協会）	住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
	電 話 番 号	03-3517-5825
	受 付 日 時	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00
	受 付 媒 体	電話、文書、面談

- ⑤ 兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、お客様相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。尚、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名 称	兵庫県弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒650-0016 神戸市中央区楠通1丁目4番3号	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電 話 番 号	078-341-8227	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受 付 日 間	月～金（祝日、お盆、年末年始除く） 9:00～17:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

※ 上記東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」「移管調停」の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは東京三弁護士会、全国しんきん相談所またはお客様相談室にお尋ねください。

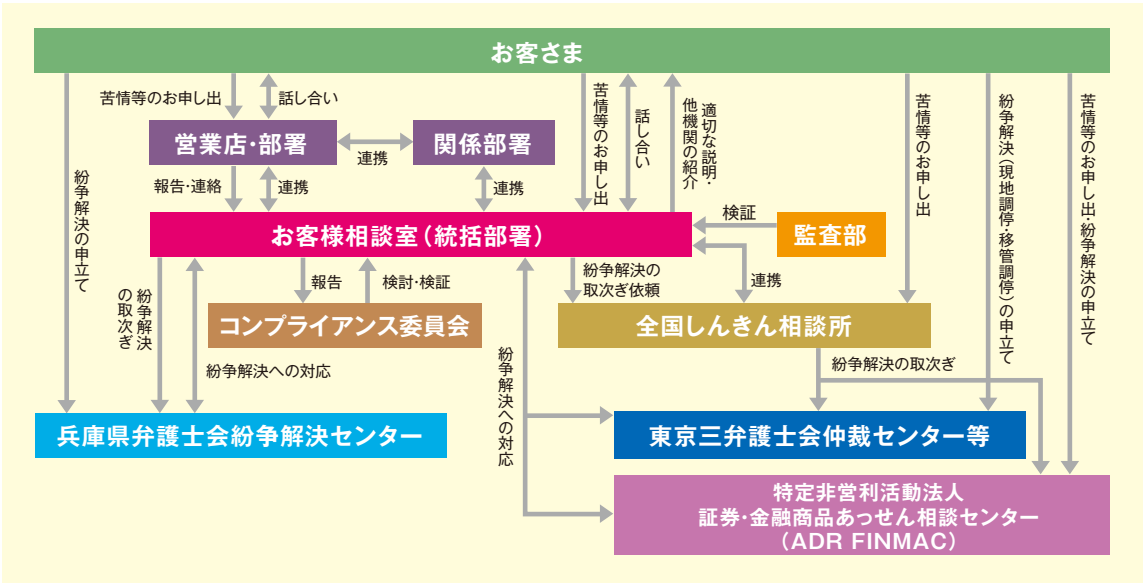
- ⑥ 投資信託や公共債等の証券業務に関する苦情等は、日本証券業協会より苦情等の解決業務の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」でも受け付けております。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター （ADR FINMAC） （日本証券業協会）	住 所	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1
	電 話 番 号	0120-64-5005
	受 付 日 時	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00

7 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者としてコンプライアンス担当者をおくとともに、お客様相談室がお客さまからの苦情等を一体的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署およびお客様相談室が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて対応状況の進捗に応じた適切な説明を当該営業店・部署あるいはお客様相談室から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんぎん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対する態勢の在り方の検討、見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、監査部およびコンプライアンス委員会が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



◆ 振り込め詐欺救済法への対応

平成20年6月21日に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(いわゆる「振り込め詐欺救済法」)が施行されました。

この法律は、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害金を振り込め詐欺等の犯罪被害に遭われた被害者の方に返還する手続等について定めた法律です。

当金庫では、法律の定める手続により被害に遭われた場合の資金の返還対応に努めてまいります。振込先が当金庫の方は、右記の連絡受付窓口までご相談ください。

尚、振込先の預金口座が当金庫の預金口座でない場合は、振込先の金融機関にご相談ください。

◆ 金融円滑化への対応

当金庫では、「地域金融円滑化のための基本方針」「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規定」等を策定し、地域金融の円滑化に必要な措置・態勢整備を図っており、その一環として、新規融資や貸付条件の変更等の申込等に対するお客さまからの苦情相談への対応体制についても適切に整備を行っております。

尚、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談につきましても、上記の相談窓口をご利用ください。

振り込め詐欺等の犯罪に利用された預金口座に関する情報については、順次「預金保険機構」のホームページでご覧になれます。

● 預金保険機構のホームページ
URL : <https://furikomesagi.dic.go.jp/>

「振り込め詐欺救済法」及び
貸付条件の変更等に関する苦情相談
お問い合わせ窓口

お客様相談室(フリーアクセス)

0120-685-123

受付時間／平日 9:00～17:00

◆ 偽造・盗難キャッシュカード被害が発生した場合の補償

万一、個人のお客さまが被害に遭われた場合は、原則として当金庫が被害額を補償させていただきます。ただし、お客さまに「重大な過失」または「過失」がある場合には、被害額の全部または一部について当金庫が補償いたしかねる場合がございますので、十分ご注意ください。



被害額の補償範囲

	お客さまに重大な過失または過失がなかった場合	お客さまに過失があった場合	お客さまに故意または重大な過失があった場合
偽造キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償させていただきます ※1		被害額は補償いたしかねる場合があります
盗難キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償させていただきます ※2	原則として被害額の75%を補償させていただきます ※2	

※1 補償にあたっては、当金庫所定の書類をご提出いただくとともに、キャッシュカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査にご協力くださいますようお願いいたします。

※2 補償を請求するためには、次の要件を満たしている必要があります。

- ① キャッシュカードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行なわれていること
- ② 当金庫の調査に対し、お客さまより十分な説明が行なわれること
- ③ お客さまが当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることやその他盗難にあったことを推測するに足る事実の確認ができるものを示していること

お客さまの重大な過失となりうる場合

- 1 他人に暗証番号を知らせた場合 ※
- 2 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- 3 他人にキャッシュカードを渡した場合 ※
- 4 その他 ①～③までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※ 病気の方が介護ヘルパーなどに対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

お客さまの過失となりうる場合

- 1 次の【1】または【2】に該当する場合

- 【1】 当金庫から生年月日などの推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行なわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合
- 【2】 暗証番号を安易に他人が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

- 2 ①のほか、次の【1】のいずれかに該当し、かつ、【2】のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

- 【1】 暗証番号の管理
ア. 当金庫から生年月日などの推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行なわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合
- 【2】 キャッシュカードの管理
ア. キャッシュカードを入れたお財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状態においた場合
イ. 酔っているなどにより通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

- 3 その他 ①、②の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

盗難キャッシュカード被害が発生した場合の留意点

お客さまに故意、重大な過失または過失があった場合のほか、次のケースにも補償いたしかねる場合があります。

① 被害に係る当金庫への通知が被害発生日の30日後までに行なわれなかった場合

② お客さまのご親族さまなどによる引出しの場合

③ 被害状況についての当金庫に対するお客さまのご説明において、重要な事項について偽りがあった場合

④ 戦争、暴動などによる著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随してキャッシュカードが盗難された場合

地域密着型金融の取組状況・支援内容について

当金庫は、ビジョンとする「地域貢献度の高い金融機関」をめざし、「地域密着型金融の取組方針」を策定し、その達成に向けて日々活動してまいりました。

地域密着型金融を地域金融機関の使命として捉え、自主性・創造性を発揮しつつ、恒久的に、その推進・深化に取り組んでまいります。

令和8年度 地域密着型金融の取組方針

兵庫信用金庫

- 当金庫は「地域社会に価値ある存在となる」ことを経営理念とし、お客さまとのリレーションを深め、お客さまと地域社会の課題解決に向けた取組みを組織的に継続・実践いたします。
- 現在、わが国経済は金利のある世界への本格的な移行期にあり、お客さまの課題について真摯に向き合い、人手不足の深刻化や原材料・エネルギー価格の高騰への対応に加え、DX化による生産性向上に対するソリューションを継続的に提供いたします。
- 令和8年度は以下の項目に重点を置き、伴走型支援を通じてお客さまの企業価値向上と地域経済の持続的成長に貢献いたします。

1. お客さまに対するコンサルティング機能の発揮

ー 変化する経営環境に応じた「攻め」と「守り」の伴走支援 ー

(1) 創業・新事業開拓を目指す企業への支援

- 信用保証協会や日本政策金融公庫と協調した資金支援に加え、創業事業計画策定から実行までをトータルに支援します。
- また、創業期における課題に対し、創業時に利用できる補助金などを活用した支援を提案します。

(2) 成長段階における持続的成長・生産性向上への支援

- 人材確保支援：深刻な労働力不足に対応するため、外部機関と連携した採用支援や、従業員のエンゲージメント向上等に関する支援を行います。
- DX・AI活用的高度化：従来のIT導入支援から一歩踏み込み、生成AI等の先端技術を用いた業務効率化やセキュリティ対策支援を推進します。
- 販路開拓支援：川上・川下ビジネスネットワーク事業や各種展示会・商談会情報により、兵庫県内のネットワークを活かした販路開拓を推進します。
- 認定経営革新等支援機関として、個々のお客さまに対する補助金・助成金の情報提供、補助金事業計画策定支援、経営力向上計画策定支援等の各種支援を実施し、経営力の強化・生産性向上支援を行います。

(3) 経営改善・事業再生・業種転換が必要なお客さまへの支援

- 金利・コスト上昇対応：貸出約定金利の上昇傾向を踏まえ、適切な資金繰り管理やコスト転嫁に向けた支援を行います。
- 経営改善・事業再生等が必要な企業に対して認定経営革新等支援機関として、中小企業活性化協議会の利用促進、保証協会等の公的機関や連携機関からの専門家派遣など、各関連機関と連携し伴走型支援を行います。

(4) 事業承継が必要なお客さまへの支援

- 事業承継に関しては現状分析・課題共有・対策案などの必要な情報提供を行うことや、事業承継・引継ぎ支援センター等の公的機関や連携機関からの各種支援制度を活用して次世代への円滑な事業承継支援やM&A支援を行います。

2. 地域の面的再生への積極的な参画

- 各自治体が実施する地方創生のアクションプランに対し、地域一体となった活性化に取り組みます。

3. 地域や利用者に対する積極的な情報発信

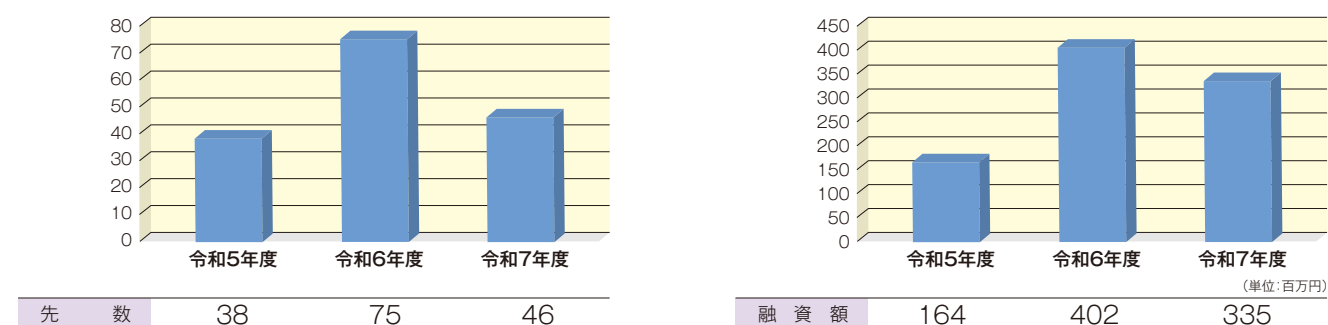
- ホームページやディスクロージャー誌を活用し積極的に情報提供を行います。

① 創業・新事業開拓を目指す企業への支援

創業・新事業融資先数・金額の推移

当金庫では地域の活性化に向け、創業・新事業支援を実施しています。実績面では、令和6年度に75先／402百万円と過去最高水準の実行を記録しました。令和7年度は先数は減少したものの、1先あたりの融資額は高水準を維持しており、意欲的な事業計画への資金供給が定着しています。

今後も資金面のみならず、創業者の経営課題に深く踏み込む「伴走型支援」を強化し、地域の新たな挑戦を全力で支援してまいります。

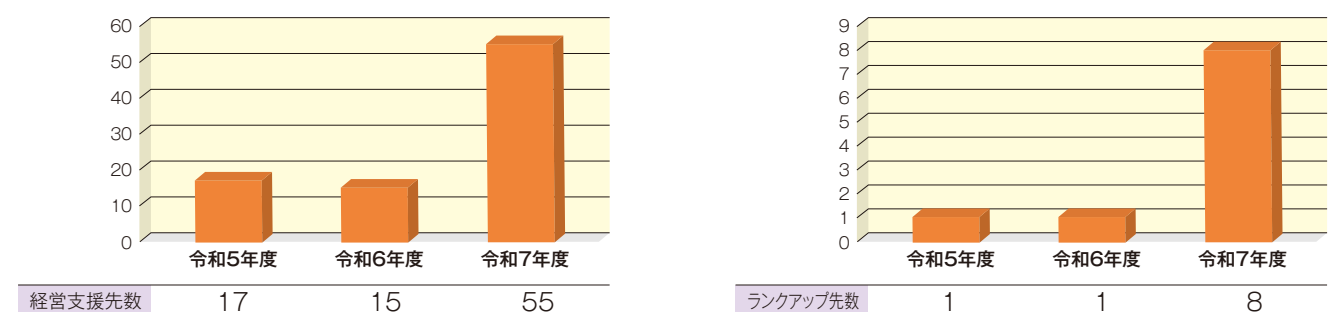


② 経営改善・事業再生・業種転換が必要なお客さまへの支援

経営支援先の推移

当金庫では業況に課題を抱えるお客さまを「経営支援先」として位置づけ、単なる資金繰り支援に留まらない支援を実施しております。令和7年度は経営支援体制を抜本的に強化し、支援先数は前年度比約4倍へと大幅に増加しました。実態に即した収益改善やコスト削減策、経営改善計画書の策定支援等に注力した結果、ランクアップ先数も8先と確かな成果に繋がっています。

今後も物価高騰等に直面する地域事業者の経営改善を支えるべく、専門性を活かした質の高い本業支援を展開し、地域経済の安定と雇用確保、持続的成長を牽引してまいります。



③ 事業承継が必要なお客さまへの支援

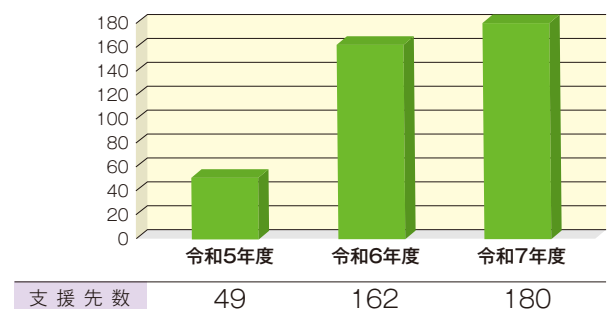
事業承継支援先数

当金庫が営業エリアとしている兵庫県南部地域には優れた技術や伝統を持つ企業が集積する一方、後継者不足が深刻な地域課題となっています。

当金庫ではこれを重要課題と捉え、令和5年10月より事業承継支援を本格的に開始し、積極的な相談対応に注力した結果、相談先数は令和5年度の49先から令和7年度には180先へと飛躍的に増加しております。

これら高まる専門的ニーズに迅速且つ高度に応えるため、令和7年10月には専門組織「承継アドバイザリー室」を創設し、親族内承継の支援のみならず後継者未定先の対応およびM&Aなど第三者承継の橋渡しまで、変化する多様なニーズへの高度な提案が可能な体制を整えました。

事業承継は地域の雇用とお客さまの歴史を未来へ繋ぐ重要なプロセスとして、今後も「承継アドバイザリー室」を核に、外部専門機関とも連携しながら、次世代へ着実に繋ぐことにより、地域経済の持続的成長に貢献してまいります。



◆ 地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

○金融円滑化への対応を定めた、「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規定」を制定します。

○本部に金融円滑化統括責任者および金融円滑化管理責任者を設け、取組状況に関する検討・分析、並びに、関連部署への指示・指導を徹底します。

○営業店において、営業店長を金融円滑化営業店責任者および融資担当役席を金融円滑化営業店担当者として選任し、お客さまからの「金融円滑化相談窓口」として対応します。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や兵庫県信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

◆ 「経営者保証に関するガイドライン」について

中小企業・小規模事業者等(以下「中小企業」という)の経営者の方々による個人保証(経営者保証)の課題解決を目的に、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究所」では、中小企業(債務者)や経営者(保証人)、金融機関(債権者)の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

平成26年2月1日以降、当金庫と中小企業の経営者の

皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等にこのガイドラインが適用されることとなります。

また、当金庫では、中小企業の経営者の方からのガイドラインに関する窓口を以下のとおりご用意しております。

兵庫信用金庫 本支店窓口 及び
融資部 TEL.079-282-1259

※なお、お客さまからの貸付条件の変更等及び上記ガイドラインに関するご意見や苦情相談は、下記の相談窓口をご利用ください。

兵庫信用金庫 お客様相談室  **0120-685-123** 受付時間／平日 9:00～17:00

◆ 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和7年度に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は1,175件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は35.33%、保証契約を解除した件数は95件、保証債務整理については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

経営者保証に関する取組方針

当金庫では「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

1. お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客さまからの既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上
令和5年6月1日
兵庫信用金庫

職場環境向上への取り組み

◆ 次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく取組み

兵庫信用金庫は、女性のキャリア形成を支援し、より多くの女性職員が安心して、生き生きと継続的に働くことができる就業環境の整備を行うための取組みを実施しています。

女性の活躍に関する情報公表について

就職活動中の学生など求職者の企業選択に役立てるとともに、女性が活躍しやすい企業として優秀な人材の確保や競争力の強化を目的として、「女性の活躍の現状に関する情報」を公表いたします。

※厚生労働省HP「女性の活躍推進企業データベース」でも公表します。

女性の活躍の状況に関する情報 令和8年3月末現在

- | | | |
|------------------|---|-------|
| ① 管理職に占める女性職員の割合 | ： | 5.3% |
| ※役席者に占める女性職員の割合 | ： | 18.6% |
| ② 有給休暇の女性職員の取得率 | ： | 79.7% |
| ③ 全職員に占める女性職員の割合 | ： | 46.1% |

次世代認定マーク『プラチナくるみん』を取得

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主第5期行動計画(11項目の認定基準)を全て満たしたことにより、厚生労働大臣から「特例認定一般事業主」の認定を受け、特例認定マーク『プラチナくるみん』を取得しました。

当金庫は、これからも子育てをおこなう労働者の職場と家庭との両立を支援し、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備に努めてまいります。



女性活躍推進認定マーク『えるぼし』を取得

女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定(5項目の認定基準)の内、4項目を満たしたことにより、厚生労働大臣から認定マーク『えるぼし(段階2)』を取得しました。

当金庫は、これからも女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に関する取組みに努めてまいります。



地域貢献・環境推進活動

SDGsへの取組

ひょうしんSDGs宣言

兵庫信用金庫は、「地域・お客さまとの『共通価値』の創造と発展（共存共栄）」を経営の基本方針とし、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の達成に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献するよう努めてまいります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和3年4月1日
兵庫信用金庫
理事長 園田 和彦

【重点推進項目】

●地域社会の活性化

地域社会の一員として、文化支援や環境保全などの地道な活動を通じて、地域の皆さまとの絆をより強いものにし、広く地域社会の活性化に取り組んでまいります。

●地域経済の持続的な成長・発展

多様な課題の解決を通じて、地域振興や事業活動をご支援することにより、地域経済の持続的な成長・発展に取り組んでまいります。

●地球環境の保全

金融機関の本来業務を通じて環境保全に貢献するとともに、資源の効率的利用を通じて事業活動に伴う環境負荷の低減に努めてまいります。

●人材育成

女性のキャリア形成支援などを通じて、多様な人材が安心して、活き活きと継続的に働くことができる就業環境を整備し、「地域・お客さまの成長を担う」人材の育成に努めてまいります。

環境推進活動

地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」の趣旨に賛同し、「環境にやさしい信用金庫」を目指して以下の活動を続けています。

- ・エコ商品の販売（エコカーローン）
- ・「エコマーク認定」を受けた制服の採用
- ・カーボンオフセット通帳の採用
- ・クールビズ、ウォームビズ
- ・紙・電力・排気ガスの削減



未来のために、
いま選ぼう。

バリアフリーの推進について

お客さまの多様なニーズにお応えできるように各種バリアフリー機器を全店に設置しております。また、全職員は「認知症サポーター養成講座」を受講し、「認知症サポーター」となっています。障がい者・高齢者の方への介助方法について学び、より多くのお客さまに安心してご利用いただける店舗づくりに取り組んでいます。

「中小企業に対する支援機関等のGX支援体制強化事業」への参画について

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域中小企業のお客さまのGX（グリーントランスフォーメーション）への取組が不可欠となっています。

しかしながら、情報不足やコスト、人材面での制約から具体的な取組が進んでいない現状です。

本事業は、地域の支援機関（金融機関、商工会議所、大学、自治体など）がGXの知識を持ってお客さまと対話し、支援機関同士のネットワークによって、地域全体でお客さまのGXをお手伝いする態勢を整えることを目的としています。

今後は排出量算定や削減策の提案に留まらず、本業支援とGXによる更なる生産性の向上、更に、伴走支援を通じ地域経済を牽引するお客さまと共に当金庫も成長できる取組へと繋げていきたいと思っています。



兵庫県中小企業家同友会向け事業承継勉強会開催

令和7年10月8日に本店、令和8年3月11日に神戸中央支店にて提携先である兵庫県中小企業家同友会の会員を対象に事業承継勉強会を開催いたしました。

10月は34名、3月は37名の経営幹部の方々に参加いただきました。潜在的な課題やその対応を中心とした事例を紹介し、グループ討論を行いました。

当金庫では令和7年10月に「承継アドバイザリー室」を設置し、体制を一層強化しております。



100円募金活動

2009年5月より有志職員から毎月一律100円の募金を募り、高齢者の方々への支援活動のために活用しています。第16回目は、営業エリア内にある社会福祉協議会へ車いす8台を含む玩具等を寄贈しました。これまでの車いすの寄贈台数は合計320台となりました。今後も当活動を継続し、高齢者の支援活動を応援していきます。



フードバンクへの寄贈について

「食品ロス」や「貧困」の問題に取り組まれるフードバンク活動団体の趣旨に賛同し、職員から寄せられた食品538点を「フードバンク相生」へ寄贈しました。

昨年に引き続き今年は夏頃を予定しております。

清掃活動

毎年「姫路城愛城会清掃奉仕活動」にボランティアとして参加しています。各営業店においても地元の清掃活動に積極的に取り組み、地域の美化に努めています。



地域イベントへの参加

「世界遺産姫路城マラソン」に毎年ボランティアスタッフとして参加し、給水所でのドリンク供給や走路員としてコース整備にあたるなど運営のお手伝いをしています。

各営業店においても、地域のイベントやお祭りなどに積極的に参加しています。



沿革・トピックス

◆ ひょうしんのあゆみ

昭和 6 年	1 月	網干信用販売組合設立 (S26.10.20.網干信用金庫に改組)
昭和 9 年	6 月	飾磨信用組合設立 (S26.10.20.飾磨信用金庫に改組)
昭和 24 年	6 月	上郡信用組合設立 (S25.7.6.赤佐信用組合に名称変更 S26.10.20.赤佐信用金庫に改組)
昭和 26 年	1 月	神和信用組合設立 (S27.5.8.神和信用金庫に改組)
昭和 39 年	2 月	網干信用金庫と飾磨信用金庫が合併、 播磨信用金庫設立 (今村 記平、理事長に就任)
昭和 40 年	7 月	赤佐信用金庫と播磨信用金庫が合併、 播磨信用金庫とする
昭和 41 年	1 月	吉田 伯治、理事長に就任
昭和 42 年	6 月	下川 己之進、理事長に就任
昭和 46 年	3 月	豊田 次、理事長に就任
昭和 47 年	5 月	播磨信用金庫をはりま信用金庫に名称変更する
昭和 49 年	4 月	はりま信用金庫と神和信用金庫が合併、 兵庫信用金庫設立
昭和 51 年	1 月	園田 正和、理事長に就任
昭和 54 年	7 月	営業地区の変更、三田市、宝塚市を拡張、印南郡が 加古川市に編入され事業地区は15市7郡となる
平成 2 年	5 月	営業地区を拡張、尼崎市を加え、16市7郡となる (事務センター完成)
	5 月	「第1期ふれあい大学」開講
平成 6 年	10 月	預金金利の完全自由化完了
平成 8 年	4 月	「大久保支店」新築移転オープン
平成 9 年	5 月	朝日監査法人と監査契約を締結
	11 月	インターネット上にホームページ開設
平成 11 年	3 月	郵貯ATMと相互接続開始
	6 月	投資信託の窓口販売業務開始
平成 12 年	1 月	イメージソング「のじぎくの花の輪を」制作
平成 13 年	1 月	ロゴマークを一新
	4 月	火災保険の窓口販売業務の開始
	7 月	「城西支店」名称変更並びに新築移転オープン
平成 14 年	2 月	確定拠出年金の取扱開始
	3 月	関西西宮信用金庫より店舗の一部譲受け
	10 月	生命保険商品の窓口販売業務開始
平成 15 年	9 月	新インターネットバンキング取扱開始
	11 月	「姫路中央支店」名称変更並びに新築移転オープン
	12 月	法人インターネットバンキング取扱開始

◆ トピックス【令和7年度】

令和7年 4 月	1 日	スーパー定期預金「相続定期預金」の販売開始
	12 日	「米国関税措置に伴うご相談窓口」を設置
5 月	16 日	「緑の募金活動」による募金を公益社団法人兵庫県 緑化推進協会に寄付(11月10日にも同募金の寄付実施)
6 月	13 日	「信用金庫の日」共同事業実施 (専用ポケットティッシュ・花の種の頒布)
7 月	1 日	スーパー定期預金「夏真っ盛り」キャンペーン開始
8 月	6 日	「フードバンク相生」へ食品等538点を寄贈
9 月	30 日	夜間金庫サービス終了
12 月	1 日	スーパー定期預金「冬日和」、「冬の定期預金2025」 キャンペーン開始

平成 16 年	1 月	公庫証券化住宅ローン(買取り型)の取扱開始
	1 月	マルチペイメントネットワーク取扱開始
	3 月	商工中金との業務提携締結
	6 月	園田 正和・会長、園田 和彦・理事長に就任
	7 月	中小企業金融公庫との業務提携締結
	7 月	集金代行サービス取扱開始
	11 月	無利息型普通預金取扱開始
平成 17 年	4 月	「個人情報保護法」施行に対応
	6 月	国民生活金融公庫と業務提携
	8 月	神戸ベンチャー育成投資事業有限責任組合設立に参画
平成 18 年	2 月	「お客様相談室」の設置
	2 月	「預金者保護法」施行に対応
	10 月	中小企業金融公庫CLO参加
平成 19 年	7 月	新オンラインシステムへ移行
平成 22 年	3 月	「加古川支店」新築移転オープン
	6 月	園田 正和、名誉会長に就任
平成 23 年	4 月	信金PLUS事業に参画
	5 月	兵庫県融資制度「東日本大震災対応貸付」取扱開始
平成 24 年	11 月	「経営革新等支援機関」認定
平成 25 年	2 月	「ひょうしんでんさいサービス」取扱開始
	10 月	兵庫県立大学産学連携機構と 「産学連携協力の推進に係る協定書」を締結
平成 28 年	7 月	次世代認定マーク「プラチナくるみん」取得
平成 29 年	1 月	女性活躍推進認定マーク「えるぼし」取得
	11 月	姫路経済研究所(姫路商工会議所内)と連携協定締結
平成 30 年	11 月	みなと銀行とM&Aマッチング連携開始
平成 31 年	4 月	兵庫県中小企業家同友会と連携協定締結
令和 元 年	10 月	出資証券ペーパーレス化(証券不発行)実施
	11 月	兵庫県信用保証協会「ひょうご信用創生アワード」優秀賞受賞 (公財)神戸市産業振興財団と事業承継にかかる連携協定締結
令和 2 年	1 月	「WEB完結ローン」の取扱開始
	11 月	
令和 3 年	8 月	「神戸駅前支店」を御旅支店に移転し、店舗内店舗として 営業開始
	9 月	「藤原台支店」移転オープン
令和 4 年	5 月	「家島支店」移転オープン
	9 月	しんさん共同センターへ加盟
令和 5 年	5 月	無担保住宅ローンのインターネット仮申込の受付開始
令和 6 年	4 月	兵庫信用金庫設立50周年
	6 月	50周年記念式典開催
令和 7 年	10 月	「承継アドバイザー室」新設
	11 月	「一般社団法人 金融データ活用推進協会(FDUA)」加盟
令和 8 年	2 月	「人材育成課」新設

	14 日	姫路城清掃奉仕活動(ボランティア活動)に役職員55名参加
12 月	16 日	「百円募金活動」により、県内12カ所の社会福祉協議会へ 車椅子8台、玩具等を寄贈
令和8年 1 月	22 日	ホームページのリニューアル実施
	30 日	生体(指静脈)認証機能付ICキャッシュカード新規発行終了
	2 日	相生支店2階会議室を学習スペースとして提供開始
2 月	22 日	「世界遺産姫路城マラソン2026」のボランティアスタッフとして 職員30名参加
	25 日	「第21回お客さま満足度向上に向けたアンケート調査」実施
3 月	2 日	スーパー定期預金「春の定期預金2026」キャンペーン開始
	26 日	「中東情勢の緊迫化(原油高)に伴うご相談窓口」を設置

営業のご案内

◆ ひょうしん事業支援相談業務

当金庫は、経営にかかわる各種ご相談を承っております。
ご相談の内容に応じて外部の専門家や公的機関へのお取次ぎもいたします。
お取引の有無などは問いませんので、是非、お気軽に最寄りの店舗または事業支援課までお声がけください。

相談内容 お客さまの成長を誘引する4つのサポート

1.起業・創業支援

- ▶ 創業事業計画の策定支援
- ▶ 各種助成制度の活用アドバイス
- ▶ 創業に係る資金のご相談
- ▶ 創業後のフォローアップなど

スタートアップを全力でサポート!!

2.成長期

- ▶ ビジネスマッチング支援
- ▶ 専門機関を通じた人材マッチング支援
- ▶ 経営課題に向けた各種専門家のご紹介
- ▶ 働き方改革等、労務管理に精通した専門家のご紹介など

持続的な発展を全力でサポート!!

3.成熟・企業再生期

- ▶ 生産性向上に向け各種支援制度活用のご相談
- ▶ 後継者育成に向けたアドバイス
- ▶ 事業の多角化に向けたM&A支援
- ▶ 外部専門機関と連携した企業再生・経営改善のご支援など

経営基盤強化を全力でサポート!!

4.承継・再成長期

- ▶ 事業承継に関する課題考察・対策案のご案内
- ▶ 貴社顧問税理士・会計士との承継対策ご相談
- ▶ 公的相談窓口・専門性の高い提携税理士のご紹介
- ▶ 転廃業(転業・廃業・M&A等)など

円滑な事業承継を全力でサポート!!

お問い合わせ先

兵庫信用金庫 業務部

事業支援課

承継アドバイザリー室

TEL.079-282-1263

FAX.079-282-1252

◆ 相談業務

お客さまの幅広いニーズにお応えするために相談窓口の充実・強化に努めています。

預り資産相談サービス

投資信託・生命保険等の預り資産の相談にお応えできるよう体制を整えております。お客さまの人生設計に応じた資産運用・相続関連(税理士連携)のご相談に丁寧にお応えいたします。

お客さまの資産形成に…

当金庫では投資信託をはじめ、一時払終身保険、一時払個人年金保険、医療・がん・介護保険、変額保険、国債、地方債等数多くの商品を取り揃えております。またNISAの受付、iDeCoの取次も承っております。是非、お気軽に各支店窓口にご相談ください。

ローン相談サービス

住宅ローンやマイカーローン等各種消費者ローンのご相談につきましては最寄の営業店において行っておりますので、お気軽にお尋ねください。

『マイホーム』夢の実現に向けて…

新築・購入・リフォーム・借換えなどさまざまなローンについて、職員が丁寧にご案内しますので是非ご利用ください。

◆ インターネットバンキングサービス 令和8年3月末現在

インターネットに接続可能なパソコン(個人インターネットバンキングサービスはスマートフォンも利用可)による操作で残高照会や入出金明細照会・資金移動(振込・振替)などがご利用いただけるサービスです。

また、インターネットバンキングサービスをご利用のお客さまはマルチペイメントネットワークサービス(ペイジー)もご利用いただけます。

法人インターネットバンキングサービス				
ご利用できる方	法人・個人事業者の方			
ご利用対象口座	普通預金・当座預金			
サービス内容	オンラインサービス		残高照会　入出金明細照会　振込・振替	
	ファイル伝送サービス		総合振込　給与振込　賞与振込　預金口座振替	
ご利用時間帯			平　　日	土・日・祝日（12月31日、1月1日～1月3日含む）
	各種照会	残高照会	7:00～23:00	8:00～21:00
		入出金明細照会		
		取引履歴照会		
	資金移動 （振込・振替）	当日		
		予約		
	税金・各種料金の払込み			
	ファイル伝送サービス			
ご利用できる人数	最大5人まで			
月額基本手数料	オンラインサービス			1,100円
	ファイル伝送サービス（オンラインサービスを含む）			2,200円

※上記手数料には10%の消費税が含まれています。

個人インターネットバンキングサービス				
ご利用できる方	個人の方			
ご利用対象口座	普通預金			
サービス内容	残高照会		現在残高、前日・前月末の残高をご照会いただけます。	
	入出金明細照会		入出金のお取引をご照会いただけます。	
	振込・振替		ご指定のお振込先口座に振込ができます。	
ご利用時間帯			平 日	土・日・祝日 (12月31日、1月1日～1月3日含む)
	各種照会		7:00～23:00	8:00～21:00
	振込 *	当日取引		
		予約・予約取消		
	税金・各種料金の払込み			
月額基本手数料	無料			

* お受取人さまの金融機関が対応していない場合、または、お受取人さまの口座の条件や口座の商品性によりましては、即時に入金されないケースがございます。

※ご利用端末について
法人インターネットバンキングサービス・個人インターネットバンキングサービスのご利用いただける端末はホームページに掲載しております。

◆ 預金業務

預金の種類		内 容 と 特 色	預入金額	預入期間
総合口座	普通預金	普通預金に定期預金をセットでき、定期預金の90%（最高200万円）まで自動融資をご利用いただけます。 1冊の通帳に「貯める、受取る、支払う、借りる」の4つの機能を備えており、便利です。	1円以上	出し入れ自由
	定期預金		1,000円以上	1ヵ月以上5年以内
普通預金		いつでも入出金ができ、給料、年金のお受取り、公共料金の自動支払はもちろんキャッシュカードもご利用いただけます。	1円以上	出し入れ自由
無利息型普通預金 （決済用普通預金）				
当座預金				
通知預金		まとまったお金の短期運用に便利です。	10,000円以上	7日間以上
定期預金	自由金利型定期預金 （大口預金）	市場金利を反映した利率が適用され、1,000万円以上の大口資金の運用に最適です。	1,000万円以上	1ヵ月以上5年以内
	自由金利型定期預金 （スーパー定期）	市場金利を反映した利率が適用され、財産作りに役立ちます。	1,000円以上	1ヵ月以上5年以内
	期日指定定期預金	お利息は1年毎の複利計算、1年経過後はいつでも満期日の指定ができます。	1,000円以上 300万円未満	最長3年 （据置期間1年）
定期積金（スーパー積金）		まとまった資金づくりは、コツコツとムリのない毎月の積立から始められます。	10,000円以上	6ヵ月以上5年以内

財形預金	財形住宅預金	住宅の新築、中古物件の購入、増改築などを目的に、5年以上積み立てていただくものです。 非課税枠は財形年金預金と合計で550万円以内。	1,000円以上	積立期間5年以上
	財形年金預金	「個人年金」の時代にぴったりの年金づくりの預金です。 60歳以降5年以上20年以内にお受け取りになれます。 非課税枠は財形住宅預金と合計で550万円以内。		5年以上 (据置期間6ヵ月以上5年以内)
	一般財形預金	勤労者の財産づくりのための有利な預金です。		3年以上の自動継続

◆ 信託代理店業務

信金中央金庫との代理店契約により信託代理店業務の取扱いを行っています。
しんきん相続信託「こころのバトン」、しんきん暦年信託「こころのリボン」を取扱っています。

◆ 保険商品窓口販売業務

生命保険会社との代理店契約により、保険商品の窓口販売業務を行っています。
ゆとりあるセカンドライフの資産形成に対するお客さまのご要望にお応えいたします。

種 類	保険料払込方法	特 徴	
年金保険	一時払型	加入時に定めた年金額を確実に お受け取りいただけます。	余裕資金の有効活用ができます。
終身保険	一時払型	万一の保障を一生涯にわたって確保できます。	
医療・がん・介護保険	月払型	病気、ケガ、介護を一生涯にわたって保障します。	
変額保険	平準払型	特別勘定により資産運用を行い、その運用実績によって保険金額等が増減します。	

◆ 融資業務

個人向け融資				
ローンの種類		内 容 と 特 色	融資金額	融資期間
住宅ローンに…	住宅ローン	住宅の新築、購入、住宅用地の購入、マンションの購入などマイホームづくりのためのローンで、①変動金利型、②固定金利型と③固定金利選択型があります。固定金利選択型では2年、3年、5年、10年、20年型があります。	2億円以内	50年以内
	証券化住宅ローン（フラット35・35S）	住宅金融支援機構が債権を買取りすることを前提とした住宅ローンで、長期安定した固定金利をご利用いただけます。	100万円以上 1億2,000万円以内	35年以内
	公的つなぎローン	購入物件の所有権移転日以降、住宅金融支援機構等の資金交付日までの業者への支払にご利用ください。	100万円以上 「公的資金融資額」の範囲内	原則として6ヵ月以内
	無担保住宅ローン	不動産担保を必要とせず、不動産の購入資金、家屋増改築や住居修繕などのリフォーム資金、住宅ローンの借換にご利用いただけます。	2,000万円以内	3ヵ月以上20年以内
	住宅サポートローン	しんきん保証基金付住宅ローン（有担保）の「新規契約（予定）者」および実行後6ヶ月以内の方で最終返済時年齢が満80歳以下の方。家具、自動車などの購入、ローンの借換にご利用いただけます。	500万円以内	50年以内かつ 住宅ローン融資期間内
豊かな暮らしに…	住宅サポートローン ワイド	当金庫住宅ローン（有担保）を契約中で最終返済時年齢が満80歳以下の方。申込人またはそのご家族が健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。ローン（無担保）の借換にもご利用いただけます。	500万円以内	3ヵ月以上20年以内
	きゃっするカードローン	カードでご利用いただけ、急な出費に対応できるローンです。	50万円以上 800万円以内	2年間 （2年毎に契約更新）
	しんきんカードローン		10万円、30万円、 50万円、70万円、 100万円の5種類	2年間 （2年毎に契約更新）
	シルバーきゃっする カードローン	満60歳以上69歳以下で年金受給されている方にご利用いただけます。充実したセカンドライフにご利用ください。	50万円以内	2年間 （2年毎に契約更新）
	フリーローンモアV	満20歳以上で完済時81歳未満の個人または個人事業主の方にご利用いただけます。お使いみちは自由、事業性資金にもご利用ください。	1,000万円以内 （事業性資金は500万円以内）	6ヵ月以上10年以内
	フリーローン「グッド」		500万円以内	6ヵ月以上15年以内
	フリーローン「ドリーム」	満20歳以上で完済時75歳以下の個人または個人事業主の方にご利用いただけます。お使いみちは自由、事業性資金・おまとめ資金にもご利用ください。	500万円以内	3ヵ月以上10年以内
	多目的ローン「ホープ」	満18歳以上で完済時81歳未満の安定収入のある方にご利用いただけます。冠婚葬祭や旅行など、お使いみちが確認できる資金にご利用ください。	500万円以内	6ヵ月以上10年以内
	住宅所有者限定 フリーローン 「ワンレイト」	住宅を所有している方、もしくは住宅所有者の方と同居している1親等以内の親族の方で、満20歳以上かつ完済時75歳以下の個人または個人事業主の方にご利用いただけます。お使いみちは自由です。	500万円以内	6ヵ月以上10年以内
	マイカーローンV	新車・中古車のご購入、車検・修理費用などの自動車に関する費用にご利用ください。	1,000万円以内	6ヵ月以上15年以内 （元金据置最長6ヵ月含む）
	エコカープラン	環境にやさしいハイブリッド、低排出ガス車等新車・中古車購入資金に低利でご利用いただけます。	1,000万円以内	3ヵ月以上15年以内 （元金据置6ヵ月以内）
	カーライフプラン	自動車の購入、免許取得費用、車庫建築費用等お車に関する資金にお使いいただけます。		
	教育プラン （ザ・大志スペシャル）	入学、進学、受験など就学に付帯する費用にご利用ください。	1,000万円以内	3ヵ月以上16年以内 （元金据置は卒業予定月まで）
	しんきん一般個人ローン	文化的に豊かな生活を営むための資金に幅広くご利用いただけます。	500万円以内	3ヵ月以上10年以内 （元金据置6ヵ月以内）

事業者向け融資				
ローンの種類		内 容 と 特 色	融資金額	融資期間
事業者カードローン		当座貸越の口座から、契約限度内の範囲内で必要な時に必要な金額を反復してご利用いただけます。	100万円以上 2,000万円以内	2年間 （2年毎に契約更新）
「飛躍（ひやく）」		法人のお客さまの資金ニーズに迅速に無担保でお応えできるローンです。	1億5,000万円以内	10年以内
「エール」		事業を営むお客さまの事業資金に迅速にお応えできるローンです。	2,000万円以内	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内
ビジネスローン「プライム」		業歴2年以上で決算を2期経過した法人で、事業資金【運転・設備・借換（他行庫、自金庫の借換含む）】にご利用いただけます。	10万円以上 500万円以内	6ヵ月以上10年以内 （期日一括返済の場合は1年以内）

◆ 証券業務

種 類	内 容 と 特 色
公共債の窓口販売	長期利付国債・個人向け利付国債等の公共債を窓口で販売しています。ご購入に際し、一定の条件に該当する方はお得なマル優・マル特がございます。
投資信託の窓口販売	国内債券を主な投資対象とするファンドや、海外債券、国内株式、海外株式を主な投資対象とするファンド、また国内不動産投信や海外不動産投信を主な投資対象とするファンド等を窓口でお取扱いをしています。

◆ 代理貸付業務

各 団 体 名		
● 信金中央金庫	● 日本政策金融公庫	● 独立行政法人住宅金融支援機構
● 独立行政法人福祉医療機構	● 独立行政法人中小企業基盤整備機構	● 独立行政法人勤労者退職金共済機構

◆ 各種サービス

種 類	内 容 と 特 色
クレジット業務	近畿しんきんカードと提携して、しんきんVISAカード、しんきんJCBカードの発行の取次を行っています。
アンサーサービス	お客さまの口座の入出金（振込や自動引落し）をファクシミリにてお知らせするサービスです。
法人インターネット バンキングサービス	法人・個人事業主のお客さまを対象に、パソコンからインターネットを利用して各種照会等（残高照会・入出金明細照会）や資金移動（振込・振替）・一括データ伝送サービス（総合振込・給与振込・預金口座振替）・ペイジー（税金・各種料金払込）などが利用できるサービスです。
個人インターネット バンキングサービス	個人のお客さまを対象に、パソコンやスマートフォンを利用して各種照会等（残高照会・入出金明細照会）や振込・ペイジー（税金・各種料金払込）などが利用できるサービスです。
投信インターネットサービス	ご自宅のパソコンやスマートフォンを利用して、インターネットで投資信託の購入や売却等ができるサービスです。
マルチペイメントネットワークサービス （ペイジー）	法人インターネットバンキングサービス・個人インターネットバンキングサービスを利用し、税金や各種料金等の払込ができるサービスです。
電子記録債権サービス （でんさいネット）	従来の手形に代わる新しい決済手段です。お取引などで発生した債権をインターネット（PC）を通じて電子記録を行うことで、安全・簡易・迅速に発生・譲渡・決済などを行うサービスです。
デビットカードサービス	ひょうしんのキャッシュカードでお買い物ができます。クレジットカードと違いお買い物と同時にお客さまの指定口座より代金が引き落されます。
ネット口座振替受付サービス	お客さまが携帯電話やパソコンを介して収納機関のインターネットサイトから預金口座振替契約を締結できるサービスです。
自動受取サービス	給料、年金、配当金、国債の元利金などのお受取りに、安全で確実な自動受取サービスをご利用ください。
自動支払サービス	各種公共料金、学費、家賃、クレジット代金などの支払いに便利です。
定額振込「振込じょうず」	家賃、送り、月謝など毎月一定額を振込される個人・法人の方が利用できる自動振込サービスです。
学校諸費用等口座振替サービス	小学校・中学校・高校等の各種の学校を対象としたサービスで、生徒から定期的に徴収される授業料、育友会費、給食費などの学費を当金庫が預金口座振替により集金代行するものです。
貸金庫	預金証書、有価証券、権利証、貴金属など重要な財産を安全に保管させていただきます。

信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく記載事項

I. 単体(信用金庫法施行規則第132条等における規定)	
1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
イ. 事業の組織	現況 8
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	現況 8
ハ. 会計監査人の氏名又は名称	現況 8
ニ. 事務所の名称及び所在地	現況 32
2. 金庫の主要な事業の内容	現況 2
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	現況 31
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	現況 31
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項	資料 7
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
イ. リスク管理の体制	現況 10
ロ. 法令遵守の体制	現況 12
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	現況 18
ニ. 金融ADR制度への対応	現況 15
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	資料 2
ロ. 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	資料 15
②危険債権	資料 15
③三月以上延滞債権(貸出金のみ)	資料 15
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	資料 15
⑤正常債権	資料 15
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	資料 20
ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	資料 10
② 金銭の信託	資料 11
③ 第102条第1項第5号に掲げる取引	資料 12
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	資料 15
ヘ. 貸出金償却の額	資料 15
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	資料 3
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	資料 12
7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者記名	資料 3
(参考)退職給付会計について	資料 13

II. 連結(信用金庫法施行規則第133条等における規定)	
1. 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
イ. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	資料 16
ロ. 金庫の子会社等に関する事項	資料 16
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	資料 16
ロ. 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	資料 16

3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	資料 16
ロ. 金庫及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権	資料 17
②危険債権	資料 17
③三月以上延滞債権(貸出金のみ)	資料 17
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	資料 17
⑤正常債権	資料 17
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	資料 34
ニ. 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	資料 17
4. 報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	資料 12

「自己資本の充実の状況」(自己資本比率規制の第3の柱)に係る開示項目	
I. 単体における事業年度の開示事項	
(1) 自己資本の構成に関する事項	資料 22
(2) 自己資本の充実度に関する事項	資料 23
(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	資料 24
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	資料 32
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	資料 32
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	資料 32
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	資料 33
(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	資料 33
(9) 金利リスクに関する事項	資料 33

II. 連結会計年度の開示事項	
(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	資料 34
(2) 自己資本の構成に関する事項	資料 34
(3) 自己資本の充実度に関する事項	資料 35
(4) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	資料 36
(5) 信用リスク削減手法に関する事項	資料 36
(6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	資料 36
(7) 証券化エクスポージャーに関する事項	資料 36
(8) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	資料 36
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	資料 36
(10) 金利リスクに関する事項	資料 36

現況…兵庫信用金庫の現況
資料…資料情報編(資料情報編については、ホームページに掲載しております。)

令和 7 年度の業績

◆ 令和 7 年度の運営方針

当金庫は、令和5年度から3年間の第10次中期経営計画―「共通価値」の深化―の実現に向け、令和7年度は総仕上げの年度として取り組みを続けてまいりました。

同中期経営計画は、「企業の成長支援と家計の資産形成支援の徹底」、「営業力強化に向けた組織運営」、「地域、お客さまの成長を担う人材の育成」、「リスクテイク(信用・市場)とリスク管理の対応力強化」の4つを基本方針として掲げております。

また、コア業務純益(投信解約損益を除く)、当期純利益、貸出金残高、預金残高及び自己資本額の5項目を目標経営指標としております。

◆ 令和 7 年度の経営環境

令和7年度における我が国は、緩やかな景気回復が続く中、物価については賃金上昇を販売価格に転嫁する動きが続くもとで、「基調的な物価上昇率」は2%に向けて緩やかに上昇し、また、日本銀行は令和7年12月に追加利上げを実施しました。地域経済を取り巻く環境は、後継者不足や慢性的な人手不足等の構造的な問題に加え、物価及び金利上昇による負担の増加が重なるなど、中小・零細企業にとって厳しい状況にあります。

◆ 令和 7 年度の預金・貸出金・損益の状況

預金 お客さまの金利選好・安全性などのご希望にお応えできるよう、スーパー定期預金のキャンペーンを年3回実施したほか、法人のお客さまとのお取引増加により、法人預金を中心に預金・積金残高は53億円増加し、7,212億円となりました。	貸出金 お客さまの資金需要にお応えできるよう、一般事業資金、住宅ローン、消費性ローン等の商品をご用意しておりますが、景気の回復基調により個人消費ローンは増加したものの、原材料価格の高騰や人手不足等の影響により事業性融資は伸び悩み、貸出金残高は10億円減少し3,131億円となりました。	損益の状況 有価証券売却等損益の増加等により、経常利益は前年比335百万円増加の2,557百万円となり、当期純利益は、法人税等の支払い増加により、前年比351百万円減少し1,949百万円となりました。
--	--	--

◆ 自己資本比率について

自己資本比率(令和8年3月末) **11.66%**

当金庫の安全性・健全性を示す比率のうち自己資本比率については、適正な内部留保により自己資本が増加した一方、株式投資信託等への投資を進めたこと及びパーゼルⅢにおけるリスク・ウェイトが一部変更されたことに伴い有価証券のリスク・アセットが増加したこと等により、前年比で0.24%ポイント低下しました。

令和8年3月末の自己資本比率は11.66%と国内基準の4%を上回っており、「ひょうしん」の経営が安全かつ健全であることを示しています。

今後も皆さまに安心してご利用いただけますように、リスク管理と収益力の強化を推し進め、自己資本の充実に努めてまいります。

自己資本比率の算出方法 >>> 自己資本比率	=	自己資本額 38,531 百万円	×	100	=	11.66%
		リスク・アセット 330,354 百万円				

■最近5年間の主要な経営指標の推移						(単位:百万円)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
経常収益	9,307	10,357	10,317	10,607	15,980	
経常利益	827	1,497	1,828	2,221	2,557	
当期純利益	735	1,481	1,844	2,300	1,949	
出資総額	2,400	2,404	2,418	2,431	2,437	
出資総口数(千口)	4,801	4,809	4,837	4,863	4,874	
純資産額	33,239	27,744	31,864	26,395	30,270	
総資産額	763,148	739,644	750,814	745,697	755,681	
預金積金残高	706,301	708,765	715,922	715,942	721,292	
貸出金残高	327,234	315,572	314,177	314,186	313,184	
有価証券残高	246,947	238,469	254,016	268,821	278,745	
単体自己資本比率(%)	10.40	10.83	10.88	11.90	11.66	
出資に対する配当金	94	95	119	96	96	
出資1口当たりの配当金(円)	20	20	25	20	20	
役員数(人)	9	10	11	10	10	
うち常勤役員数(人)	6	7	8	7	7	
職員数(人)	486	468	475	502	536	
会員数(人)	42,581	41,873	41,298	40,762	40,243	

(注)残高、計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

ひょうしんのネットワーク

◆ 店舗一覧 （令和8年5月31日現在）

地区	店 名	住 所	TEL	昼休 業	キャッシュコーナー稼働時間	
					平日	土・日曜日・祝日
姫路市	① 本 部	〒670-0935 姫路市北条口三丁目27番地	079(282)1255		—	—
	① 本店営業部	〒670-0935 姫路市北条口三丁目27番地	079(282)1340		8:00~21:00	9:00~19:00
	② 飾 磨 支 店	〒672-8051 姫路市飾磨区清水111番地	079(234)1313		8:00~21:00	9:00~19:00
	③ 西 飾 磨 支 店	〒672-8079 姫路市飾磨区今在家四丁目20番地の1	079(234)1311	●	8:00~21:00	9:00~19:00
	④ 広 畑 支 店	〒671-1121 姫路市広畑区東新町一丁目10番地の2	079(236)3001		8:00~21:00	9:00~19:00
	⑤ 蒲 田 出 張 所	〒671-1103 姫路市広畑区西夢前台四丁目213番地	079(236)2727	●	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑥ 網 干 支 店	〒671-1234 姫路市網干区新在家1406番地	079(272)0881		8:00~21:00	9:00~19:00
	⑦ 網 干 駅 支 店	〒671-1227 姫路市網干区和久294番地の1	079(272)4433	●	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑧ 白 浜 支 店	〒672-8023 姫路市白浜町甲329番地	079(246)1751		8:00~21:00	9:00~19:00
	⑨ 姫路中央支店	〒670-0965 姫路市東延末二丁目163番地	079(223)7871	●	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑩ 今 宿 支 店	〒670-0055 姫路市神子岡前一丁目2番10号	079(298)3567	●	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑪ 城 西 支 店	〒670-0084 姫路市東辻井二丁目6番31号	079(293)1111		8:00~21:00	9:00~19:00
	⑫ 野里駅前支店	〒670-0806 姫路市増位新町二丁目18番地	079(224)2345	●	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑬ 御 立 支 店	〒670-0074 姫路市御立西六丁目3番28号	079(297)4555	●	8:00~21:00	9:00~19:00
	⑭ 家 島 支 店	〒672-0101 姫路市家島町真浦2140番地	079(325)1122	●	8:45~17:00	—
神戸市	⑮ 坊 勢 出 張 所	〒672-0103 姫路市家島町坊勢133番地	079(327)1221	●	10:00~15:00	—
	⑯ 神戸中央支店	〒650-0004 神戸市中央区中山手通二丁目4番11号	078(391)6011		8:00~21:00	9:00~19:00
	⑰ 神戸駅前支店	〒652-0804 神戸市兵庫区塚本通四丁目3番5号（御旅支店内）	078(575)8886		8:00~21:00	9:00~19:00
	⑱ 御 旅 支 店	〒652-0804 神戸市兵庫区塚本通四丁目3番5号	078(575)8886		8:00~21:00	9:00~19:00
	⑲ 新 長 田 支 店	〒653-0841 神戸市長田区松野通三丁目3番28号	078(611)6331		8:00~21:00	9:00~19:00
	⑳ 六 甲 支 店	〒657-0027 神戸市灘区永手町三丁目4番15号	078(851)2311		8:00~21:00	9:00~19:00
	㉑ 五 毛 出 張 所	〒657-0815 神戸市灘区薬師通一丁目2番7号	078(881)6211	●	8:45~21:00	9:00~19:00
	㉒ 滝の茶屋支店	〒655-0883 神戸市垂水区王居殿一丁目5番2号	078(751)1955	●	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉓ 学 が 丘 支 店	〒655-0004 神戸市垂水区学が丘四丁目22番41号	078(782)8111		8:00~21:00	9:00~19:00
	㉔ 東 灘 支 店	〒658-0011 神戸市東灘区森南町一丁目6番5号	078(451)0161	●	8:45~21:00	9:00~19:00
	㉕ 藤 原 台 支 店	〒651-1321 神戸市北区有野台二丁目1番1号	078(981)5552		8:45~21:00	9:00~19:00
	㉖ 山 の 街 支 店	〒651-1221 神戸市北区緑町六丁目1番1号	078(581)0011		8:00~21:00	9:00~19:00
西宮市	㉗ 鈴 蘭 台 支 店	〒651-1113 神戸市北区鈴蘭台南町六丁目14番20号	078(592)5881	●	8:45~21:00	9:00~19:00
	㉘ 甲 子 園 支 店	〒663-8151 西宮市甲子園洲島町9番10号	0798(47)4151		8:00~21:00	9:00~19:00
	㉙ 大 久 保 支 店	〒674-0058 明石市大久保町駅前二丁目6番地の5	078(936)6231	●	8:00~21:00	9:00~19:00
加古川市	㉚ 東加古川支店	〒675-0101 加古川市平岡町新在家275番地	079(423)2455		8:45~21:00	9:00~19:00
	㉛ 加 古 川 支 店	〒675-0065 加古川市加古川町篠原町50番地の7	079(423)0131	●	8:45~21:00	9:00~19:00
高砂市	㉜ 高 砂 支 店	〒676-0072 高砂市伊保港町一丁目8番1号	079(448)6001	●	8:00~21:00	9:00~19:00
たつの市	㉝ 御 津 支 店	〒671-1341 たつの市御津町釜屋10番地の5	079(322)1151	●	8:00~21:00	9:00~19:00
	㉞ 新 宮 支 店	〒679-4313 たつの市新宮町新宮1040番地13	0791(75)3211	●	8:45~21:00	9:00~19:00
相生市	㉟ 相 生 支 店	〒678-0031 相生市旭一丁目2番地の3	0791(22)4425	●	8:45~21:00	9:00~19:00
赤穂市	㊱ 赤 穂 支 店	〒678-0239 赤穂市加里屋50番地の6	0791(43)1301		8:00~21:00	9:00~19:00
	㊲ 尾 崎 出 張 所	〒678-0226 赤穂市さつき町11番地の9	0791(45)1238	●	8:00~21:00	9:00~19:00
揖保郡	㊳ 太 子 支 店	〒671-1561 揖保郡太子町鯛1327番地の7	079(276)4141	●	8:00~21:00	9:00~19:00
赤穂郡	㊴ 上 郡 支 店	〒678-1231 赤穂郡上郡町上郡1645番地の81	0791(52)0330	●	8:45~21:00	9:00~19:00
佐用郡	㊵ 佐 用 支 店	〒679-5301 佐用郡佐用町佐用3013番地	0790(82)2224		8:00~21:00	9:00~19:00

◆ 営業地区

姫路市・加古川市・高砂市・赤穂市・相生市・加西市・明石市・小野市・三木市（旧美囊郡吉川町を除く）・三田市
神戸市・芦屋市・西宮市・宝塚市・尼崎市・宍粟市・たつの市・揖保郡・赤穂郡・佐用郡・加古郡・神崎郡

◆ 店外ATM一覧

店 名	設 置 場 所	キャッシュコーナー稼働時間	
		平 日	土・日曜日・祝日
大 津 出 張 所	姫路市大津区天神町二丁目65番地	8:45~21:00	9:00~19:00
妻 鹿 出 張 所	姫路市飾磨区妻鹿19番地の4	8:45~21:00	9:00~19:00
イオンモール姫路リバーシティー出張所	イオンモール姫路リバーシティー 1階	9:00~21:00	9:00~19:00
イ オ ン モ ー ル 姫 路 大 津 出 張 所	イオンモール姫路大津 1階	9:00~21:00	9:00~19:00
姫 路 赤 十 字 病 院 出 張 所	姫路赤十字病院2階ホール	8:00~20:00	9:00~17:00
ヤマダストアー 網 干 店 出 張 所	ヤマダストアー網干店入口横	9:00~21:00	9:00~19:00
ヤマダストアー 新 辻 井 店 出 張 所	ヤマダストアー新辻井店 2階	9:00~21:00	9:00~19:00
コ ー プ 砥 堀 出 張 所	コープ姫路砥堀店 1階	9:00~21:00	9:00~19:00
コ ー プ 田 寺 出 張 所	コープ姫路田寺店 1階	8:00~20:00	9:00~17:00
新 開 地 出 張 所	神戸市中央区中町通四丁目2番16号	8:45~21:00	—
エ コ ー ル ・ リ ラ 出 張 所	エコール・リラショッピングセンター本館 2階	9:00~21:00	9:00~19:00
久 崎 出 張 所	佐用郡佐用町久崎248番地の8	8:45~21:00	9:00~19:00
主 婦 の 店 赤 穂 店 出 張 所	主婦の店赤穂店内	9:00~21:00	9:00~19:00

◆ 当金庫のディスクロージャー誌の閲覧に係るご案内

当金庫のディスクロージャー誌の、より詳細な情報については「資料情報編」として当金庫のウェブサイトに掲載しております。

当金庫のウェブサイト

<https://www.shinkin.co.jp/hyoshin/about/index.html>

